

特定役務サポートサービス規約

ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます)は、以下に定める特定役務サポートサービス規約(以下「本規約」といいます)に従い、特定役務サポートサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第1条(本サービスの概要)

本サービスは、ワイモバイル通信サービスの継続的、安定的なサービス提供およびサービスレベルの維持を目的として、特定役務提供事業者の提供する電気通信サービス(当社と当社が定めるワイモバイル通信サービス契約約款等に基づく再販契約を締結している事業者が、その契約に基づき提供する電気通信サービスに限ります。以下本規約において同様とします)について、当社がワイモバイル通信サービス取扱所等において提供するサポートサービスです。

第2条(契約の締結)

特定役務提供事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者は、当社と本サービスに関する契約を締結していることとなり、本規約が適用されます。

第3条(契約の譲渡等)

本規約の適用を受ける者(以下「契約者」といいます)は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡または貸与することはできません。

第4条(契約者による契約解除)

契約者は、特定役務提供事業者の提供する電気通信サービスのための契約の解除をもって、本サービスに関する契約を解除し、本規約の適用を終了できるものとします。

第5条(当社による契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、契約者に何らの催告をすることなく、本サービスに関する契約を解除し、本規約の適用を終了できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に反する行為をし、または違反状態に至ったとき。
- (2) その他、当社が契約者による本サービスの利用の継続が不相当と判断したとき。

第6条(個人情報の取扱い)

当社は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供に関連して契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第 7 条(免責)

本サービスは、契約者からの特定役務提供事業者の提供する電気通信サービスに関する問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2. 本サービスは、契約者の特定役務提供事業者の提供する電気通信サービスに関する問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

第 8 条(規約の変更)

当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合の本サービスの提供条件は、変更後の内容によります。

2. 変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。

第 9 条(合意管轄)

契約者と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 10 条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

以上

附則

(実施期日)

本規約は平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改定規約は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改定規約は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改定規約は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。